

会報5月号の目次について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
日頃は、当協会の事業運営に格別のご支援ご協力を賜り、
厚くお礼申し上げます。標題につきご連絡致します

西尾労働基準協会ホームページ

5月9日(月)掲載



「お知らせ」

- ◇ 第95回 全国安全週間説明会 西尾会場 開催のご案内
 - 概要 監督署からは改正された法律の説明
協会からは 多業種での災害防止を背景に来期から全会員
今回は推奨事例のご紹介 秋に考え方のご説明をします
 - 日時 2022年6月3日(水) 14:00-16:00
 - 会場 西尾市文化会館 大ホール *4席でお1人座っていただきます
 - 申し込み 西尾協会ホームページお知らせでご確認ください
- ◇ 受付開始 安全管理者選任時研修会案内 西尾会場
実施日/場所 2022年7月29日(金) 西尾市文化会館

「会報」

- ◇ 二宮会長 就任のご挨拶
- ◇ 監督署 杉本支署長 就任のご挨拶
- ◇ 令和4年度愛知局行政運営方針および最重点課題
- ◇ ストップしわ寄せ
- ◇ 労働保険広報用ポスター(横)
- ◇ 労働災害防止
 - 労働災害発生状況 2021年度年間 愛知県と西尾市
 - 同上 2022年3月 愛知県と西尾市
 - 西尾管内3月度災害分析
STOP6比率が急激に高まっています 至急 自社の現状を確認ください

「講習・セミナー」

- ◇ 2022年6月講習会開講のご案内
西尾 西三河(岡崎、刈谷、豊田) 愛知労働基準協会
- ◇ セミナー/シンポジウム
西尾労働基準協会ホームページでご確認願います



就任のご挨拶

西尾労働基準協会
会長 二宮英樹

会員の皆様におかれましては、当協会の事業運営に格別のご理解ご協力を賜わり厚く御礼申し上げます。また、岡崎労働基準監督署西尾支署の杉本支署長様をはじめご来賓の皆様におかれましても、当協会に対する格別なご理解、ご指導を賜わり厚く御礼申し上げます。

第71回定時会員総会にて、西尾労働基準協会会長という大役を拝命することになりました。なにぶん微力ではありますが、会員の皆様や西尾労働基準協会の発展の為に、尽力する所存であります。

新型コロナウイルス感染症やロシアとウクライナの国際紛争などにより先行きが見通せない状況が続いており、皆様の事業活動にも大きな影響があることと存じます。紛争については、日々惨状が伝えられており、人道的な観点からも一日も早く終息することを心より祈念いたしております。

令和3年度は、西尾支署管内において死亡災害0が達成され、前任の榊原会長はじめ会員の皆様のご努力の賜物と深く敬意を表すると共に、バトンを引き継ぐ者として身の引き締まる思いであります。

今年度以降も継続し達成できる様、協会活動を通じて、労働関係法令の普及促進や、安全・安心・健康に働ける労働環境の整備に寄与するべく努めてまいりますのでよろしくお願い申し上げます。

特にリスクアセスメントの展開については、当協会では危険源調査相互確認会として前会長のリーダーシップにより、大きな成果が上がっておりますので、引き続き重点施策として進めていきたいと考えております。

今年度の事業活動についても昨年同様、新型コロナウイルス感染症により、通常通りという訳にはまいりませんが、各種の大会やセミナー、講習などを通じ、安全衛生のみならず働き方改革についても広く事業者の皆様にご周知啓発を図ってまいります。

また長時間労働の是正、同一労働同一賃金への対応、ハラスメント防止のほか、女性や高齢者、外国人など誰もが働きやすい職場づくりに寄与する事業を展開してまいります。

会員の皆様のご意見・ご要望にできる限りお応えしながら、事業運営に取り組んでまいりますので、今後とも一層のご支援ご協力をお願い申し上げ、私からの就任の挨拶とさせていただきます。



着任のご挨拶

岡崎労働基準監督署西尾支署長 杉本 渉

このたび、4月1日付け人事異動により、岡崎労働基準監督署西尾支署長を拝命致しました。

西尾労働基準協会の会員の皆様におかれましては、日頃より安心・安全・健康に働くことができる職場づくりの各種施策にご理解・ご協力いただき深く御礼申し上げますとともに、今後とも引き続きご理解・ご協力のほど、よろしく願い申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、世界的に感染者数の増加が止まらず、国境を超えた経済活動の制限が生じており、関連した半導体不足などによる大規模な生産調整等、一部業種での経済活動の低下が懸念されています。

愛知労働局では引き続き、休業や教育訓練を実施することにより雇用維持を行う企業に対しては、雇用調整助成金等の活用により支援を行い、その他にもニーズに応じた雇用安定の実現やデジタル人材の育成、多様な人材の活躍促進、誰もが働きやすい職場づくりに努めてまいります。

愛知県の令和3年における労働災害（速報値）による死亡災害は、26人と令和2年から半減し過去最少となり、西尾支署管内においては死亡災害ゼロとなりました。令和3年における死亡災害の減少は、各事業場において重篤な労働災害の発生につながるリスクの低減が図られてきたことが一因と考えられますが、一方で休業4日以上死傷災害は、7,672人で前年同期に比べ592人（8.4%）増加しています。

労働災害発生状況を見ると、業種については、長期的に減少傾向にある業種と増加傾向にある業種との二極化が認められ、また、被災労働者については高年齢労働者、派遣労働者、外国人労働者の割合が増加しているなどの課題も見られます。これらの課題について、岡崎労働基準監督署西尾支署では、労働基準協会と協力し、危険源調査相互確認会、リスクアセスメント推進事業場宣言等を通じた、リスクアセスメントの導入・定着の推進を中心として、労働災害の減少に向けた取り組みを行ってまいります。

また、岡崎労働基準監督署西尾支署では、誰もが働きやすい職場づくりに関する課題と対策として、長時間労働の是正に向けた監督指導の徹底に加えて、7月に開催予定である「人口減少社会における企業の長期安定的な存続を目指して（仮）」と題したセミナーなどを通じて関係機関との連携による総合的な推進に

努めてまいります。

その他、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業に対する適切な労務管理に関する啓発指導の実施、労働者の健康や法定労働条件の確保、適正な労災保険給付、最低賃金額の遵守、労働保険制度の円滑適正な運営などの各種対策について職員一同全力で取り組むこととしております。

つきましては、行政の円滑な推進につきまして、協会員の皆様をはじめ、管内事業場の皆様のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、協会並びに会員の皆様方の益々のご発展とご健勝を祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

令和4年度 愛知労働局行政運営方針および最重点課題

令和4年度の愛知労働局運営方針では、

●雇用安定の実現やデジタル人材育成に関する課題と対策

●多様な人材の活躍促進に関する課題と対策

●誰もが働きやすい職場づくりに関する課題と対策

の三つを最重点課題として位置づけ、四行政（労働基準、職業安定、雇用環境・均等、人材開発）の連携を密にし、労働行政を総合的に推進してまいります。

労働基準部では、以下の内容で対策を推進してまいります。

1. 最重点課題の対策

(1) 誰もが働きやすい職場づくりに関する課題と対策

①長時間労働の是正

月80時間超の時間外・休日労働が行われていると考えられる事業場については、その全数に対し監督指導を実施し、長時間労働の削減とともに、労働時間の適正把握や割増賃金の全額支払いを徹底させることにより、その定着を図ります。また、長時間の過重労働による過労死等の労災請求が行われた事業場に対しても、全数監督を実施し、上記指導に加えて、過労死等が発生した原因究明を行い、再発防止対策の確立とその徹底を指導します。

②長時間労働につながる取引慣行の見直し

長時間労働の要因の一つともいえる大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等の中小企業への「しわ寄せ」防止については、11月の「しわ寄せ防止キャンペーン月間」に集中的な周知啓発を行う等、引き続き、関係省庁と連携を図りつつ、その防止に努めます。

③生産性を高めながら労働時間短縮に取り組む事業者の支援

中小企業・小規模事業者等が生産性を高めつつ、労働時間短縮等に向けた具体的な取組を行って働き方改革が実現できるよう、中小企業・小規模事業者等に寄り添った相談・支援等を推進します。

(2) 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

これまで愛知労働局が安全衛生管理の重点として推進してきたリスクアセスメントのプロセスは、生産性や品質向上等を図るプロセスと一体をなすことが可能なものです。そこで、事業者が安全衛生管理を事業運営と一体的に捉えて、労働災害防止に係るリーダーシップを発揮する「安全経営」の理念の下、成熟した安全衛生管理の定着に向けた、より効果的な発信等を図

ることとします。

具体的には、以下の取組を重点的に推進します。

① 重篤な労働災害防止に向けた業種毎の課題に応じた対策

重篤な労働災害を防止するためには、作業に関わる危なさ(リスク)を把握し、リスクに応じた適切な管理を行うことが必要です。また、適切なリスク管理のためには、リスクアセスメントの正しい理解が必要です。

そのため、昨年度に引き続き、「リスクアセスメント出前講座」の開催を中心としてリスクアセスメントの普及促進に努めるとともに、より一層、リスクアセスメントの導入・定着を図るために「愛知労働局リスクアセスメント推進事業場宣言」制度の浸透を図ることとします。

② 高年齢労働者の労働災害減少に向けた対策

高齢化社会の進展に伴い、近年、労働災害の被災者の約25%が60歳以上の高年齢労働者となっており、高年齢労働者の体面等の特性を踏まえた対策を推進することが喫緊の課題となっていることから、「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく対策の推進を図ることとします。

③ 労働者の健康確保に向けた対策

職場における化学物質等についての自律的な管理への移行が検討されている中、化学物質リスクアセスメントを中核とした実効性ある管理の仕組みの定着が求められています。

また、メンタルヘルス不調者の発生を未然に防ぐための管理の仕組みや、治療と仕事の両立支援の仕組みの定着も、それぞれ求められています。

こうした課題に加えて、熱中症予防対策、腰痛対策等を中心とした職業性疾病予防対策及び改正石綿障害予防規則等の推進についても重点的に取組み、労働者の健康確保を図ることとします。

2. 最重点課題以外の各種対策

(1) 働き方改革関連法の遵守・定着に向けた対策

時間外労働の上限規制、年次有給休暇の取得義務、労働時間の状況の把握義務の三本柱を始めとした改正労働基準法等の遵守状況を確認の上、必要な指導・支援を行います。

また、時間外労働の上限規制が猶予されている建設業、自動車の運転業務及び医師については、業界団体や業所管官庁と連携した説明会を開催するとともに、監督署の「労働時間相談・支援班」によるきめ細かな支援により、事業場における自主的な取組と気運の醸成を図ります。

(2) 労働者の安全確保対策

① 製造業

広くリスクアセスメントの理解・促進を図り、特に災害が多発している事業場に対し重点的に指導を行う等、リスクアセスメントを軸とした安全衛生管理の向上を図ります。

② 建設業

施工業者に対して作業計画段階におけるリスクアセスメントの実施の定着を図るとともに、発注者に対しては施工時期の平準化や建設生産プロセスにおける新たな取り組みとしての全体最適の導入等について要請を行います。

③ 陸上貨物運送事業（道路貨物運送業、陸上貨物取扱業）

荷役作業時における「墜落・転落」災害が多く発生していることから、災害が発生した事業場に対して、労働災害検証結果報告書等を活用した自主管理向上のための指導を行うほか、荷主等に対して文書要請を行うことにより、荷役作業時における作業環境の安全化を推進します。

④ 第三次産業（小売業、社会福祉施設、飲食店）

管内での波及効果が期待できるリーディングカンパニー等を構成員とする自主的な安全衛生管理の向上を図るための協議会を運営し、そこで得られた知見に基づき指導を行うとともに、当該指導で得られた情報を協議会にフィードバックすることで、業界全体における安全衛生管理水準のスパイラルアップを図ります。

⑤ 転倒予防対策

厚生労働省が主唱している「ストップ転倒災害プロジェクト」に基づく対策の推進に併せて、愛知労働局が制作した「愛知労働局転倒予防体操」の取組啓発を推進します。

⑥ 外国人労働者の労働災害防止対策

言葉の問題により、外国人労働者が内容を確実に理解できる方法による安全衛生教育が求められることから、厚生労働省ホームページに掲載された外国語の安全衛生教育教材の周知・活用の徹底を図ります。また、技能講習等を行う講習機関において外国人労働者に配慮した講習の実施について働きかけを行います。

(3) 労働者の健康確保対策

① 労働者の心身の健康確保のための総合対策

健康診断の実施等を中心とした健康確保措置と、それらを踏まえた健康確保増進措置の総合的な実施の推進に努めます。

② 化学物質・粉じんによる健康障害防止総合対策

令和3年7月の「職場における化学物質等のあり方に関する検討会報告書」を踏まえ、今後の化学物質管理の中核となる化

学物質リスクアセスメント等についての認識を深め、自律的な管理の重要性について普及促進を図ります。

また、粉じん対策については、平成30年度から令和4年度までを実施期間とする「第9次粉じん障害防止総合対策」に基づく推進を図るとともに、自律的管理のための知識普及に努めます。

③石綿による健康障害防止対策

地方自治体と情報共有を図りつつ、令和2年等に改正された石綿障害予防規則の遵守徹底を図ります。特に、令和4年4月着工の工事から適用される事前調査結果の報告の徹底等について、事業者に必要な指導を行います。

④熱中症予防対策

熱中症の発生件数は暑さ指数と明確に関連しており、予防についても一定の科学的アプローチが可能であることから、予防対策を考慮し、夏期を迎える前に、パンフレット「熱中症を防ごう」を活用した集中的な取組と推進を図ります。

⑤受動喫煙対策、事務所等における労働衛生対策

「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」と令和3年12月施行の改正事務所衛生基準規則等(照度に関する規定は令和4年12月施行)等について周知を図り、円滑な施行に努めます。

⑥職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策等

引き続き「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」や感染防止に関する「取組の5つのポイント」等の普及に取り組みます。

(4)法定労働条件の確保・改善対策

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、企業に対して適切な労務管理に関する啓発指導を実施します。

また、新型コロナウイルス感染症の影響によって倒産した企業の未払賃金については、不正受給防止に留意しつつ、未払賃金立替払制度を迅速かつ適正に運用し、被害労働者の救済を図ります。

監督指導において労働基準関係法令の遵守の徹底を図るとともに、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の周知を図ります。なお、賃金不払残業が認められた場合には、その是正を指導し、重大悪質な事案については司法処分を含め、厳正に対処します。

(5)最低賃金の適切な運営に向けた対策

県内経済動向、地域の実情等を踏まえ、愛知地方最低賃金審議会の円滑な運営を図り、あらゆる機会を捉えて、改定された

最低賃金額の周知徹底を図ります。

また、最低賃金の履行確保に問題があると考えられる事業場に対しては監督指導を行っていきます。

(6) 労災補償制度の適切な運営に向けた対策

労災保険給付の請求に対しては、請求受付後、速やかに必要な調査を実施し迅速な事務処理を推進するとともに、法令、認定基準に基づいた適切な認定を行っていきます。

特に、認定までに時間を要する脳心事案や精神事案などの複雑困難事案については、脳・心臓疾患に係る認定基準の改正を踏まえ、関係部署が連携して、認定基準等に基づいた適切な認定及びより一層迅速な処理に努めてまいります。

STOP！しわ寄せ

～ 大企業と下請等中小事業者は共栄共存！～

1 はじめに

令和元年6月26日、厚生労働省・中小企業庁・公正取引委員会により、「大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への『しわ寄せ』防止のための総合対策」が策定されました。

これは、大企業等による働き方改革への取り組みが下請等中小事業者に対する「しわ寄せ」を生じさせ中小事業者の働き方改革の妨げになることを防止する目的で策定されたものです。

2 大企業・親事業者の事業主の皆様へ

下請振興法に基づく「振興基準」(経産省告示) 親事業者と下請事業者の望ましい取引関係の在り方を定めたもの。	労働時間等設定改善法
取引に起因する下請の労働基準関係法令違反がないよう配慮すること、短納期発注、急な仕様変更等に伴う下請の増大コストを負担することなどが新たに追加された(H30.12)。	企業間取引において長時間労働に繋がる短納期発注等を行わないよう配慮する努力義務が新設された(H31.4.1 施行)。

以上を無視した、適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更、人材派遣の要請、附帯作業の要請などが企業間取引における「しわ寄せ」の例です。また、以下のような行為は「下請法」及び「独占禁止法」で禁止されています。

- ☑買ったとき(例:見積りよりも納期を短縮したことで下請が休日稼働したにもかかわらず代金は据え置きとする。)
- ☑代金減額(例:下請に責任がないのに予め決まっていた下請代金を値引き(減額)する。)
- ☑不当な給付内容の変更・やり直し(例:急遽発注数量を増加して下請の労働者に長時間労働が発生する。)
- ☑不当な経済上の利益の提供要請(例:小売業が配送事業者に対して契約にない商品陳列作業を無償で行わせる。)

このような、中小事業者の働き方改革を阻害する不当な行為をしていないか、ご確認をお願いします。

3 下請等中小事業者の事業主の皆様へ

労働基準監督署においては、親事業者等による「下請たたき」(下請法又は独占禁止法違反の行為)が疑われる事案について、調査権限のある公正取引委員会又は中小企業庁への「相談取次ぎ」を行っています。

また、下請事業者等の労働基準法等違反の背景に「下請たたき」の存在が疑われる場合は、公正取引委員会又は中小企業庁に「通報」します。**注:労働基準法等違反の是正が猶予されるものではありません。**

取引関係に係る相談窓口は以下になります(専門の相談員や弁護士がアドバイスを行います)。

下請かけこみ寺	相談無料	全国 48か所	中小企業の取引上の悩み相談をお受けします。 0120-418-618 お近くの「下請かけこみ寺」につながります。
	秘密厳守	匿名相談 可能	

4 参考情報について

「働き方・休み方改善ポータルサイト」

「『しわ寄せ防止』特設サイト」



しわ寄せ防止
特設サイト

☞ 不当な行為の事例集、各相談窓口、パンフレット等が掲載されていますので、詳しくはこちらをご覧ください。



令和
4年度

(労災保険・雇用保険)

労働保険の年度更新

申告と納付はお早めに

安心して働きたい!



- 年度更新申告書は5月末頃に送付する予定です。
- 口座振替による納付が便利です。
- 電子申請は時間帯を問わず、いつでも申請が可能です。是非ご利用ください。

6/1(水)～7/11(月)

厚生労働省
年度更新お知らせページ

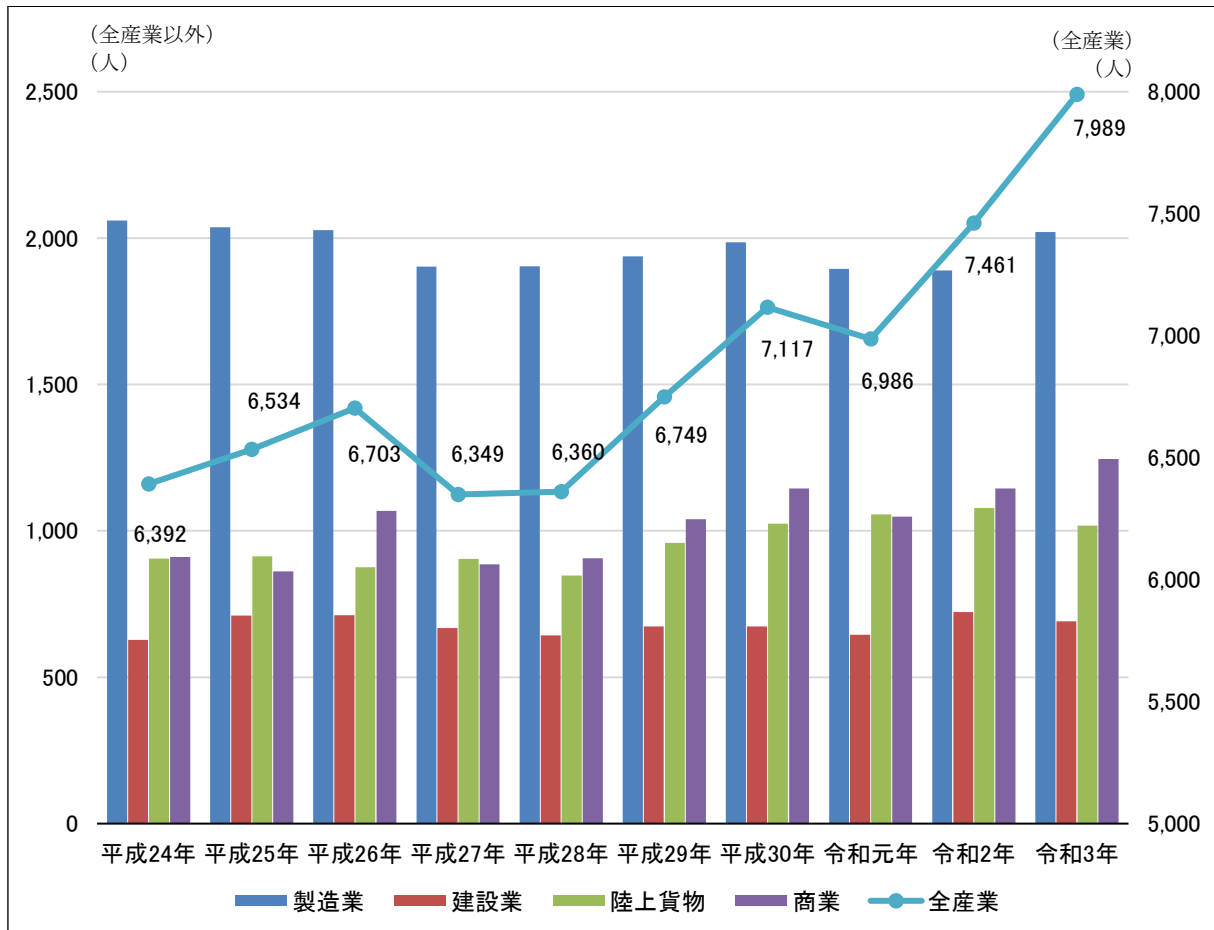
年度更新 お知らせ

令和3年 愛知の労働災害発生状況

愛知労働局

1 労働災害による死傷者数の発生状況

愛知県内における労働災害による死傷者数は、平成30年までの増加傾向から令和元年には減少に転じたが、令和2年度には再度増加し、令和3年度は平成24年以降最多であった。死傷者数の多い4業種について、年別の発生状況を以下、分析した。



	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
製造業	2,060	2,037	2,027	1,902	1,904	1,938	1,986	1,895	1,889	2,021
建設業	627	711	712	668	643	674	673	645	723	691
陸上貨物	905	913	876	904	847	959	1,024	1,056	1,078	1,011
商業	911	862	1,068	886	906	1,040	1,145	1,048	1,145	1,245
全産業	6,392	6,534	6,703	6,349	6,360	6,749	7,117	6,986	7,461	7,989

単位: 人

令和3年の愛知県内における死傷者数（休業4日以上）は7,989人（対前年比528人（7.1%）増加）

うち **製造業 2,021人（対前年比132人（7.0%）増加）**

最も多い事故の型は、「はさまれ・巻き込まれ」で528人（割合は26.1% 対前年比29人（5.8%）増加）

建設業 691人（対前年比32人（4.4%）減少）

最も多い事故の型は、「墜落・転落」で214人（割合は31.0% 対前年比20人（10.3%）増加）

陸上貨物運送事業 1,011人（対前年比67人（6.2%）減少）

最も多い事故の型は、「墜落・転落」で282人（割合は27.9% 対前年比17人（5.7%）減少）

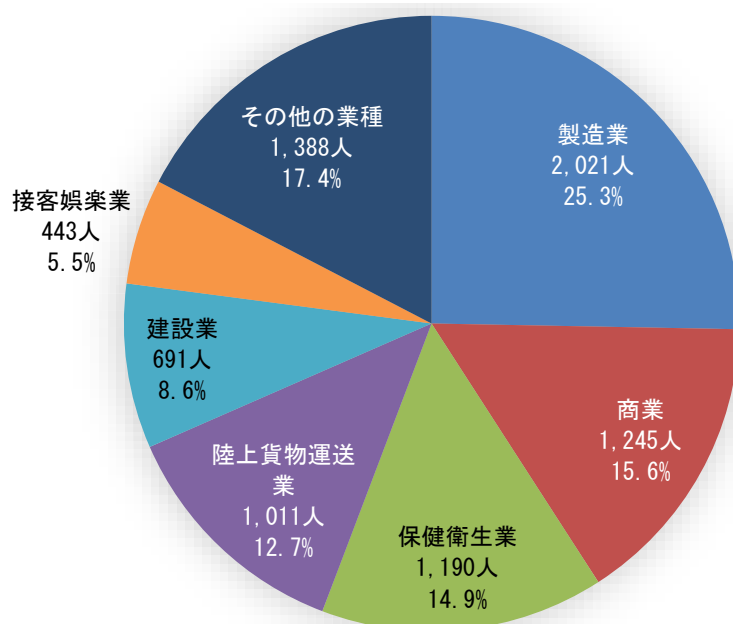
商業 1,245人（対前年比100人（8.7%）増加）

最も多い事故の型は、「転倒」で421人（割合は33.8% 対前年比69人（19.6%）増加）

2 死傷災害の特徴

2-1 業種別の発生状況

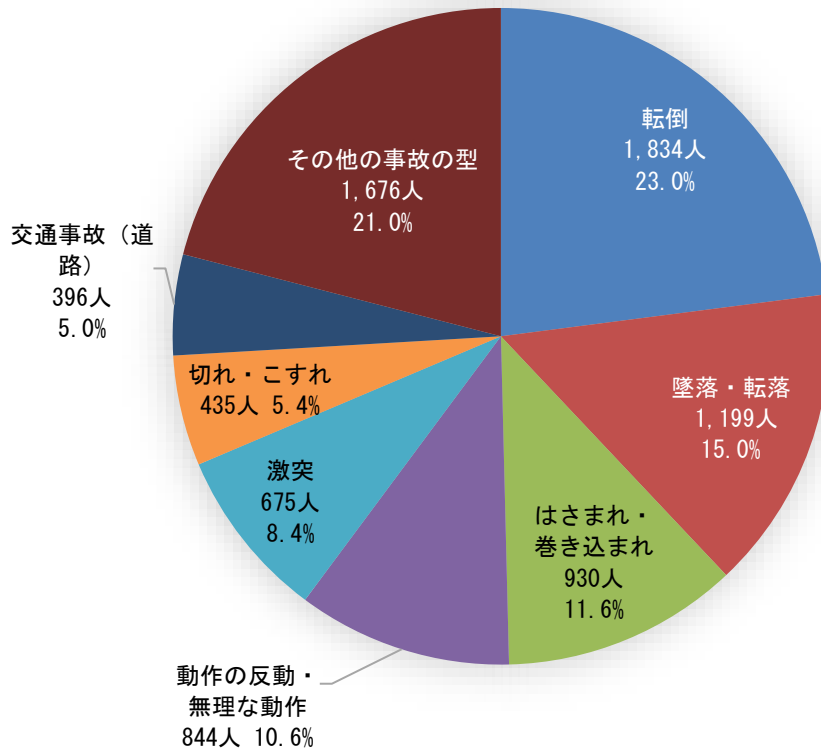
製造業が2,021人と最も多く、死傷者数全体の25.3%を占めている。次いで、商業が1,245人（15.6%）、保健衛生業が1,190人（14.9%）、陸上貨物運送事業が1,011人（12.7%）の順になっている。



2-2 事故の型別の発生状況

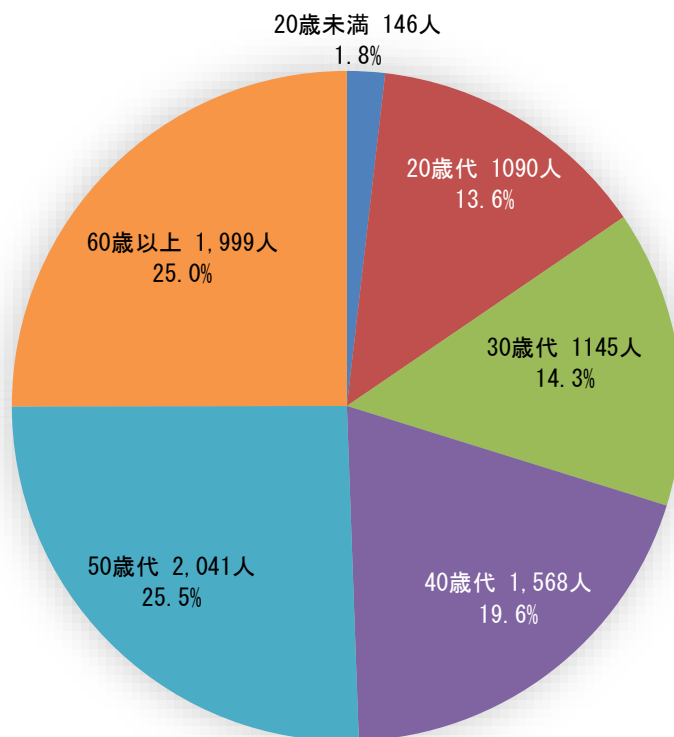
全産業における事故の型別の発生状況を見ると、「転倒」が1,834人(23.0%)、「墜落・転落」が1,199人(15.0%)、「はさまれ・巻き込まれ」が930人(11.6%)と3つの型で49.6%を占めている。

特に第三次産業(商業・保健衛生業・接客娯楽業)においては、「転倒」が29.3%(843人)と全業種より6.3ポイント高くなっている。



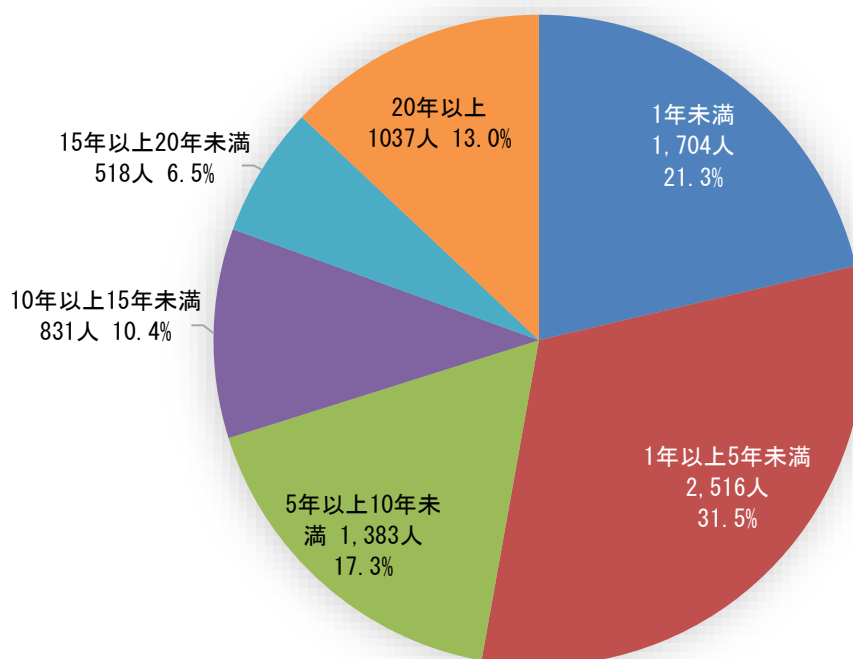
2-3 年齢別の発生状況

50歳代が2,041人(25.5%)、60歳以上が1,999人(25.0%)であり、50歳以上で約半数(50.5%)を占めている。

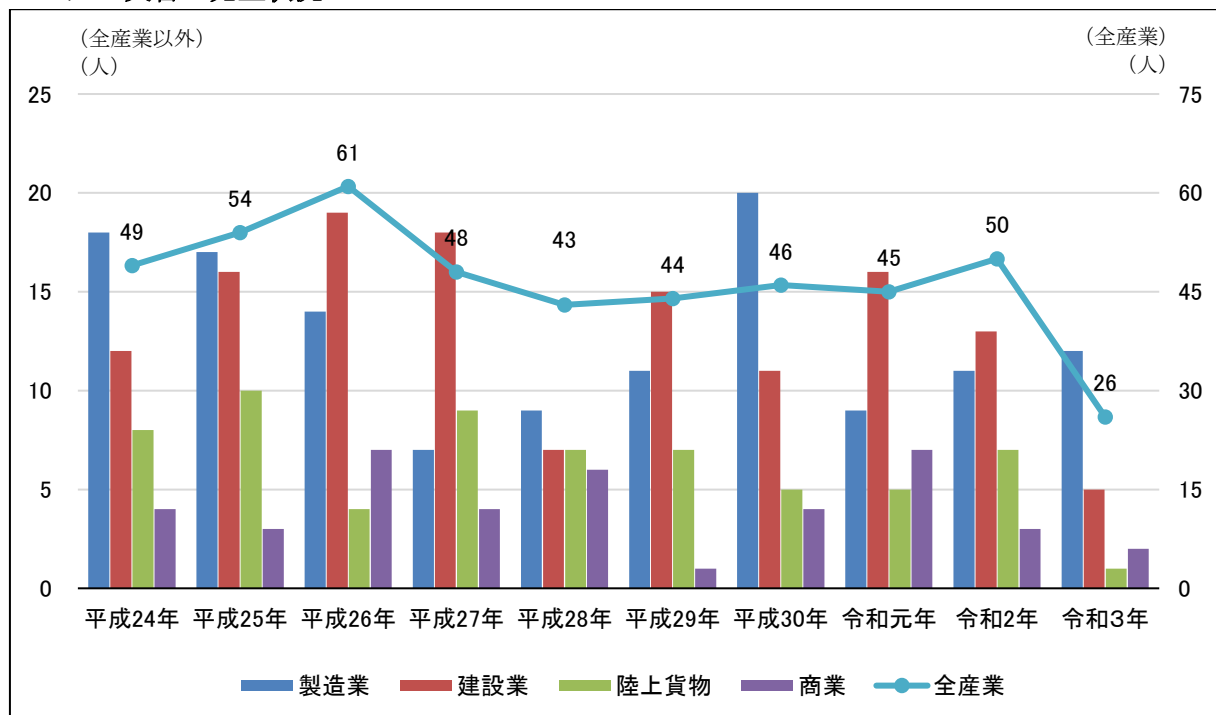


2-4 経験年数別の発生状況

1年未満が1,704人(21.3%)、1年以上5年未満が2,516人(31.5%)であり経験年数5年未満の発生率が52.8%を占めている。



3 死亡災害の発生状況



	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
製造業	18	17	14	7	9	11	20	9	11	12
建設業	12	16	19	18	7	15	11	16	13	5
陸上貨物	8	10	4	9	7	7	5	5	7	1
商業	4	3	7	4	6	1	4	7	3	2
全産業	49	54	61	48	43	44	46	45	50	26

単位: 人

令和3年の愛知県内における死亡災害の発生件数は26人と前年から24名減、平成24年以降最少となった。

3-1 死亡災害の概況

死亡災害の発生件数 26人 (対前年比24人 (48.0%) 減少)

うち **製造業 12人 (対前年比1人 (9.1%) 増加)**

最も多い事故の型としては、「はさまれ・巻き込まれ」で5人 (割合は41.7%)

建設業 5人 (対前年比8人 (61.5%) 減少)

最も多い事故の型としては、「墜落・転落」で4人 (割合は80.0%)

陸上貨物運送事業 1人 (対前年比6人 (85.7%) 減少)

事故の型としては、「交通事故 (道路)」で1人

商業 2人 (対前年比1人 (33.3%) 減少)

事故の型としては、「交通事故 (道路)」で2人

3-2 事故の型別の発生状況

令和3年の死亡災害を事故の型別で見ると、「墜落・転落」7人、「はさまれ・巻き込まれ」及び「交通事故（道路）」それぞれ5人、「崩壊・倒壊」及び「激突され」それぞれ2人であった。

この5つの型で80.8%を占めている。

3-3 年齢別の発生状況

令和3年の死亡災害を被災者の年齢別にみると、20歳未満は0人、20歳代で2人、30歳代で4人、40歳代で5人、50歳代で4人、60歳代以上で11人発生している。

50歳以上の中高年齢労働者で57.7%、60歳以上の高年齢労働者で42.3%を占めている。

3-4 経験年数別の発生状況

令和3年の死亡災害を被災者の経験年数別にみると、1年未満が2人、1年以上5年未満が11人、5年以上10年未満が3人、10年以上15年未満が1人、15年以上20年未満が4人、20年以上が5人であった。

経験年数5年未満が50.0%を占めている。

令和3年 西尾支署業種別労働災害発生状況

令和4年3月・確定値

業 種		年 別		増 減			
		令和3年	令和2年	増減数	増減率		
		死傷	死亡	死傷	死亡		
製 造 業		68		63		+5	+7.9%
製 造 業	食 料 品 製 造 業	6		8		-2	-25.0%
	織 維 工 業	2		2		0	0.0%
	鉄 鋼 業	19		10		+9	+90.0%
	金 属 製 品	2		7		-5	-71.4%
	一 般 機 械 器 具	11		6		+5	+83.3%
	輸 送 機 械 製 造	15		15		0	0.0%
	上 記 以 外 の 製 造 業	13		15		-2	-13.3%
建 設 業		18		14		+4	+28.6%
建 設 業	土 木 工 事 業	4		5		-1	-20.0%
	建 築 工 事 業	11		8		+3	+37.5%
	そ の 他 の 建 設 業	3		1		+2	+200.0%
陸 上 貨 物 運 送 事 業		11		9		+2	+22.2%
小 売 業		21		16	1	+5	+31.3%
小 売 業	新 聞 販 売	3		3		0	0.0%
	そ の 他 の 小 売 業	18		13	1	+5	+38.5%
通 信 業		2		6	1	-4	-66.7%
社 会 福 祉 施 設		13		9		+4	+44.4%
飲 食 店		4		5		-1	-20.0%
清 掃 ・ と 畜 業		8		10		-2	-20.0%
上 記 以 外 の 事 業		26		31	1	-5	-16.1%
合 計		171	0	163	3	+8	+4.9%

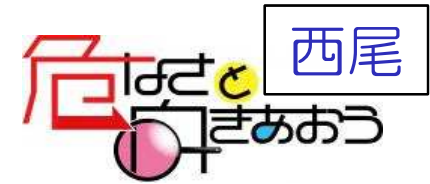
発生日時	事故の型/起因物	災害発生状況・原因
R4.3.17. 2022 9:15	墜落・転落 その他の仮設物等	型枠支保工の上に資材を仮置きするステージの設営作業中、ステージの床材を敷いている際に固定されていない床材を踏み抜いて約5.8m下に墜落した。
	事業場 規模	9名以下 業種 建築工事業(木建以外) 60代 とび工 経験 20年
R4.4.5. 2022 9:18	激突され 移動式クレーン	クレーン機能を備えた車両系建設機械で、U字溝を積込む作業中に、意図せず運転者の服の袖が操縦レバーに触れた等により、アームが急上昇したことで、跳ね上がった吊りクランプが玉掛中の被災者に激突した。
	事業場 規模	9名以下 業種 土木工事業 70代 土工 経験 30年

令和4年 西尾支署業種別労働災害発生状況

令和4年3月末現在

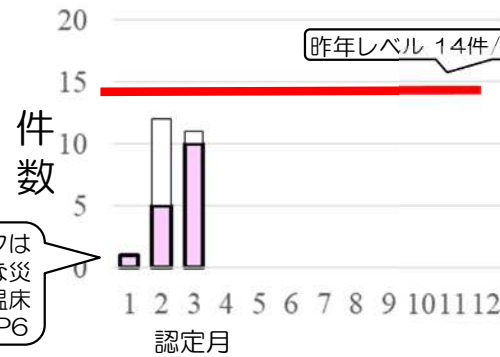
業 種		年 別		増 減			
		令和4年	令和3年	増減数	増減率		
		死傷	死亡	死傷	死亡		
製 造 業		11		9		+2	+22.2%
製 造 業	食 料 品 製 造 業	5		1		+4	+400.0%
	織 維 工 業			2		-2	-100.0%
	鉄 鋼 業	1				+1	-
	金 属 製 品					0	-
	一 般 機 械 器 具	1		2		-1	-50.0%
	輸 送 機 械 製 造			1		-1	-100.0%
	上 記 以 外 の 製 造 業	4		3		+1	+33.3%
建 設 業		2				+2	-
建 設 業	土 木 工 事 業	1				+1	-
	建 築 工 事 業	1				+1	-
	そ の 他 の 建 設 業					0	-
陸 上 貨 物 運 送 事 業		2		5		-3	-60.0%
小 売 業		2		1		+1	+100.0%
小 売 業	新 聞 販 売					0	-
	そ の 他 の 小 売 業	2		1		+1	+100.0%
通 信 業						0	-
社 会 福 祉 施 設		1		1		0	0.0%
飲 食 店						0	-
清 掃 ・ と 畜 業		3		1		+2	+200.0%
上 記 以 外 の 事 業		3		4		-1	-25.0%
合 計		24	0	21	0	+3	+14.3%

分析 西尾管内から大きな災害をださない



過去 ← → 2022年

休業災害件数推移



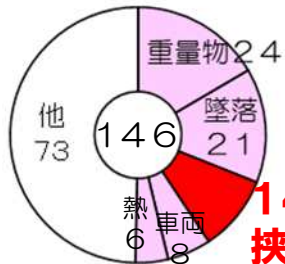
ピンクは大きな災害の温床 STOP6

過去12年間の死亡災害



ピンク6要因で94% *以下STOP6と称す

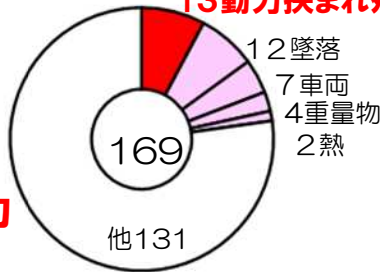
2020年度



14動力 挟まれ

- ◇STOP6 73件 比率50%
- ◇大きな要因 14件
- ◇死亡 2件

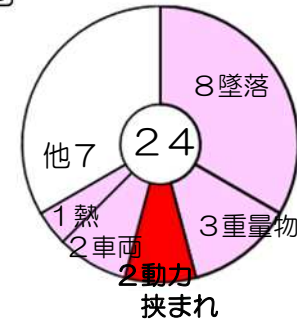
2021年度



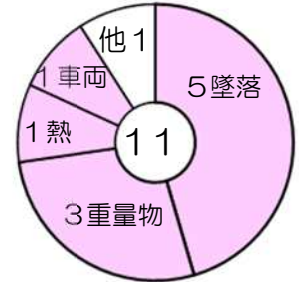
13動力挟まれ残る!!

- ◇STOP6 38件 比率23%
- ◇大きな要因 8件
- ◇死亡 0件

1~3月計



3月単月



3月 STOP6 10件 比率91%
 大きな要因 2件
 死亡 1件 *次月以降でカウント

今期に入ってから内容が悪化しています
 3月のSTOP6比率91%は緊急事態です
 *他地区の会社従業員の方が、西尾管内の場所で転落により死亡されました

危険源 (2022年1~2月) 大きな要因から抽出

なし

危険源 (3月) ※大きな要因から抽出

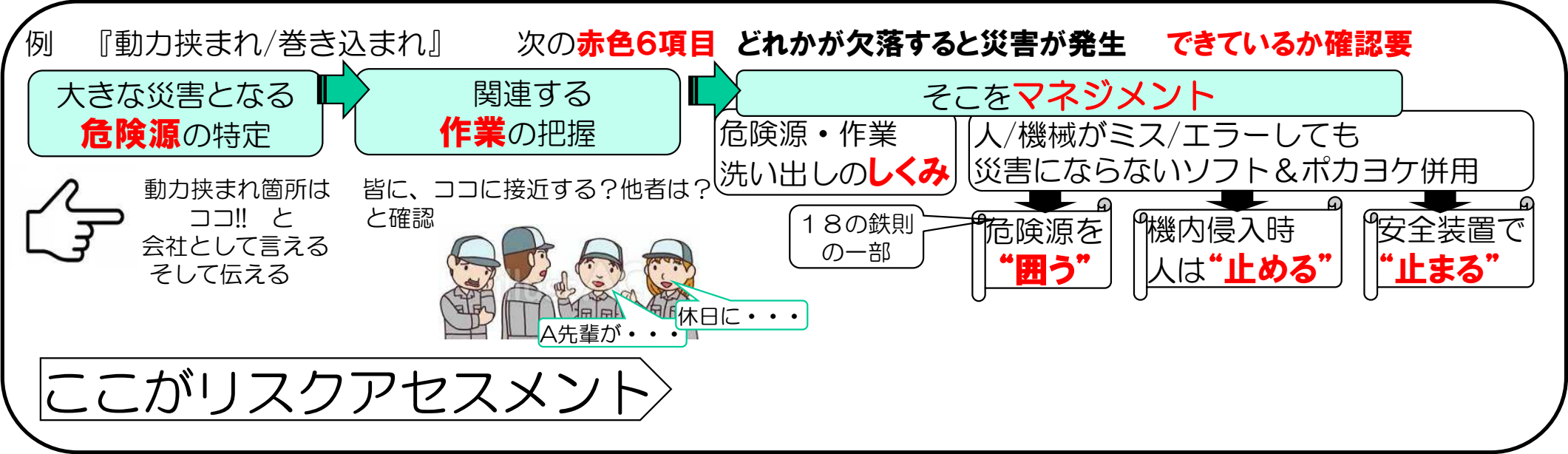
- ・脚立 2m 木の枝払い作業中、木があたって脚立が倒れ 2m高さから墜落
- ・4tトラック荷台高さ 2m 積んだ樹木の上に乗る吊り具を外した時 不安定な樹木が動きバランスを崩して墜落

緊急事態 ♪ 今一度 自社のしくみをご確認ください

危険源の特定と関連作業把握をしてますか。全体網羅し抜けがないようにして人/機械にミス/エラーがあっても災害にならないソフト (ルール、手順) とポカヨケの併用対応をしてますか。*数値化した“危険源程度判断基準 西尾推奨版”を添付します 活用ください

浸透させたい内容 大きな災害を防止するロジック

リスクアセスメント～マネジメントで 想定し説明できるようにしましょう



囲う 止める 止まるで防げないのは
 ・止めるとできない作業 ・第三者起動 **ここまで対応ください**

危険源 程度判断基準

1/15

目次

区分	シリーズ	エネルギー	ページ数
STOP 6	A 動力挟まれ/巻き込まれ編 ①	推力 KN	3
		ローラー隙間	4
	B 重量物編 ①	質量kgと移動速度km/h	5
		質量kgと落下m	6
	C 車両編	質量kgと移動速度km/h	7
	D 墜落編	高さm	8
	E 電気	電流A 電圧V	9
	F 熱	温度℃	10
	鋭利なもの	深さcm	11
	転倒	-	12
音	音量dB	13	
振動	-	14	
目に異物が混入	-	15	

衛生週間説明会 9月10日でのご説明対象

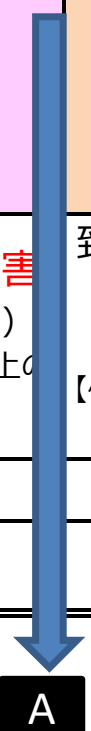
○ 工数を掛けない自動計算のご紹介

○ 熱中症メカニズムから整理した評価項目

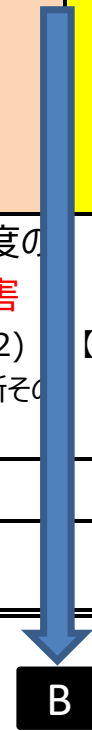
後世への伝承を考え 定量的基準にしました

2017年協豊会成果物より引用
ご了解・ご協力を得て掲載しています

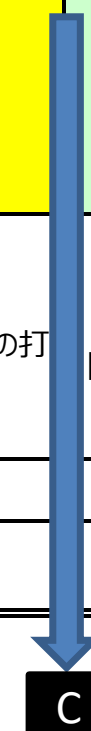
危険源 程度評価基準				
危害ひどさ				
程度	致命傷	重傷	中傷	軽傷
詳細	死亡又は重度の障害 (障害等級1～7級※2) 【例：両目失明・片腕以上の切断重度の障害等】	致命傷に至らない重度のケガ又は軽度の障害 (障害等級8～14級※2) 【例：片目失明・指の切断その他軽度の障害等】	中程度のケガ 【例：骨折・裂傷・重度の打撲及び捻挫等】	軽微な災害 【例：軽度の打撲・捻挫や火傷・切傷等】
表記	致命	重	中	軽



A



B



C

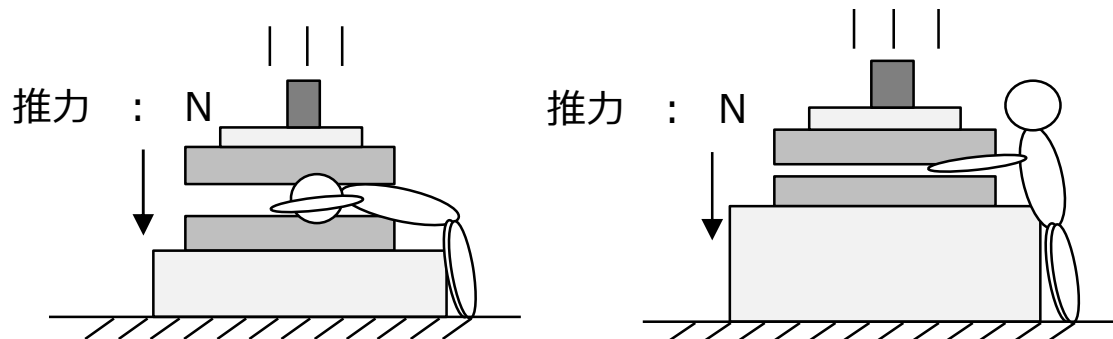
仮前提 許容する =ソフト(ルール、手順書他)対応

許容できない=人・機械にミス・エラーがあっても大きな災害にならないソフトとポカヨケの併用

A **B** **C** どのレベルを『許容できない』 言い換えれば『考え方としてポカヨケまでが必要である』とするか？

それは安衛法の目的『自主的活動により労働者の安全と健康を確保』により、各事業所が決めることです
ただ経営者として従業員に方針として掲げ、説明し、合意を得られ ”よし 皆で守るぞ”となることが大切です

動力挟まれ編 ①

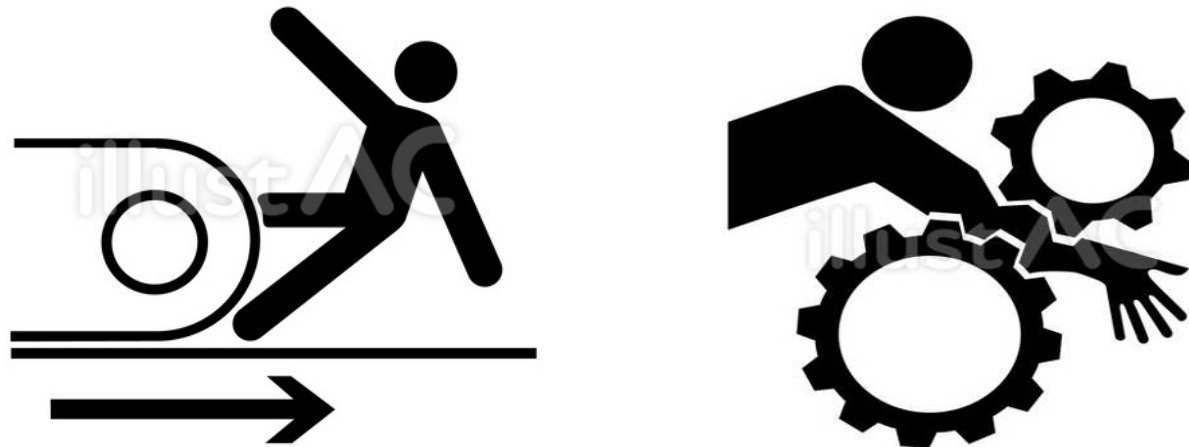


危害ひどさ

機械的動力	推力	受傷部位		
		頭部	体幹部	手・足等身体の一部
	$0 \leq F < 1 \text{ kN}$	中	中	軽
	$1 \text{ kN} \leq F < 10 \text{ kN}$	致命	重	中
	$10 \text{ kN} \leq F$	致命	致命	重

*推力計算方法説明書あり

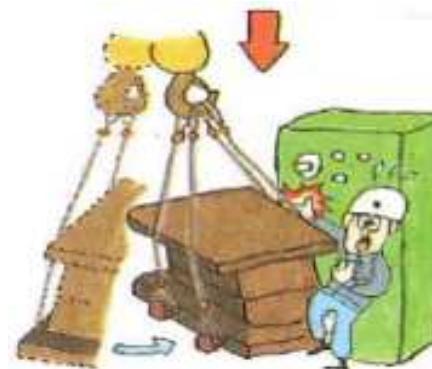
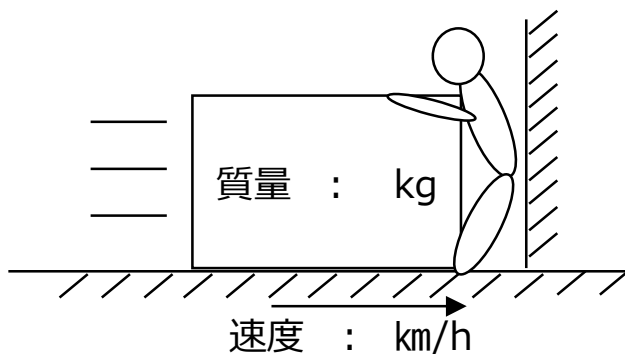
動力引き込まれ、巻き込まれ編



危害ひどさ

動力	受傷部位			
	頭部 (ローラ-隙間： 300mm)	体幹部 (ローラ-隙間： 500mm)	足・腕部 (ローラ-隙間： 120mm)	手・指部 (ローラ-隙間： 100mm)
人力	中	中	軽	軽
機械的	致命	致命	致命	重

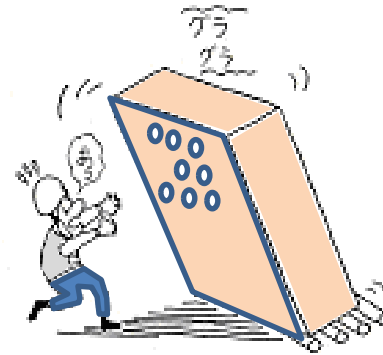
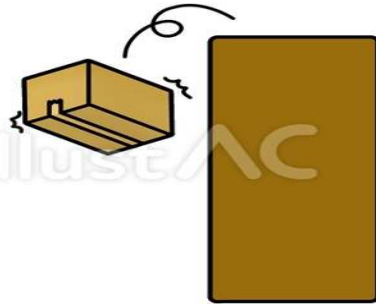
重量物編 潰された



危害ひどさ

	移動物体の質量	移動速度	受傷部位		
			頭部	体幹部	手・足等身体の一部
上記以外	200kg未満	10km/h未満	重	中	中
		20km/h未満	致命	重	重
		20km/h以上	致命	致命	重
	200kg以上	2km/h未満	重	中	中
		4km/h未満	致命	重	重
		4km/h以上	致命	致命	重

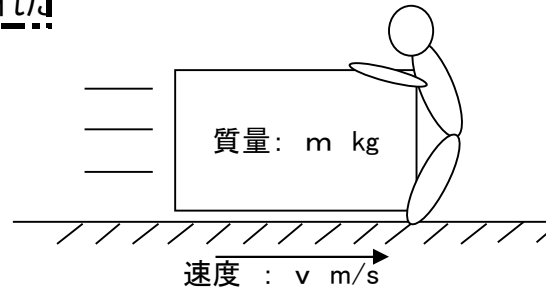
重量物 物が落下した、物が転倒してきた



危害ひどさ

			落下物及び転倒物の高さ			
			1m未満	3m未満	4m未満	4m以上
物の重さ、硬さ	1kg未満	軟質	軽	軽	中	中
		硬質	軽	中	中	重
	10kg未満	軟質	軽	中	重	致命
		硬質	軽	重	重	致命
	50kg未満	軟質	中	重	致命	致命
		硬質	中	致命	致命	致命
	50kg以上	軟質	中	重	致命	致命
		硬質	重	致命	致命	致命

車両編 あたった、あてられた



危害ひどさ

移動する物体の質量	移動速度	受傷部位		
		頭部	体幹部	手・足等身体の一部
1 t 未満	3 km/h 未満	軽	軽	軽
	3 km/h 以上 30 km/h 未満	重	中	中
	30 km/h 以上	致命	致命	重
1 t 以上	3 km/h 未満	中	中	軽
	3 km/h 以上 30 km/h 未満	致命	重	中
	30 km/h 以上	致命	致命	重

墜落編 墜落した、転落した

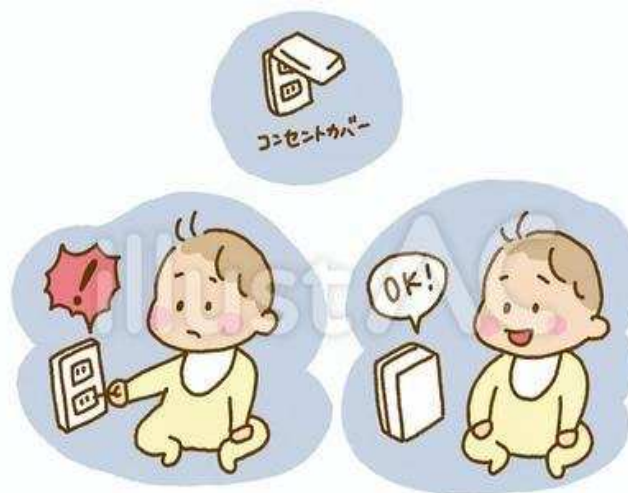


危険源は
高さ
と
開口部



危害ひどさ		
2m以上の高さ	$1\text{m} \leq h < 2\text{m}$ の高さ	1m未満の高さ
致命	重	軽

電流・電圧 感電した



危害ひどさ

身体の状態	電圧				
	30V未満	50V未満	100V未満	200V未満	200V以上
乾燥	軽	軽	中	致命	致命
湿っている	軽	中	重	致命	致命

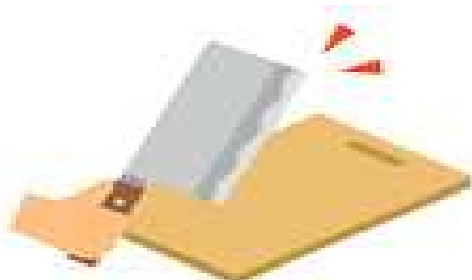
！ 熱源 火傷、低温火傷した



危害ひどさ

温度	受傷部位			
	全身	体幹部(半身以下)	顔又は頭部	手足等身体の一部
45℃以上 70℃未満	重	中	軽	軽
70℃以上 100℃未満	重	重	軽	軽
100℃以上	致命	重	中	軽

i 鋭利な物体 切れた、切断した、刺さった



1cm未満は許容できるが...

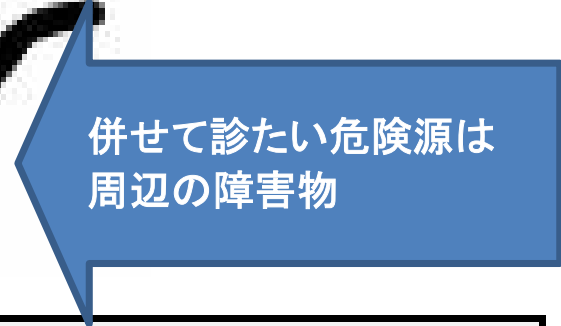


1cm以上が想定できたら防御措置が必要

危害ひどさ

傷深さ	頭部・体幹部	腕・掌	足	指 (全数)	指 (全数未満)
深さ1cm 未満	中	軽	軽	軽	軽
深さ4cm 未満	重	中	中	中	中
深さ4cm 以上	致命	重	重	重	中
切断	致命	致命	致命	致命	重

⋮ 転倒する物質 + 障害物 滑って、躓いて転倒した



危害ひどさ

環境内に尖端物が点在	環境内に障害物が点在	環境内に障害物が少ない
重	中	軽

危険源 程度評価基準

13/15

！ 音編 聴力が低下した、聞こえなくなった

危害ひどさ	
音量	
85db以上	85db未満
中	軽

参考

騒音環境下で8h/日以上作業をしている (断続的な作業の場合は、月の出勤日数で日割りし、その平均値で判断する)	許容しない
騒音環境下で3h/日以上8h/日未満作業をしている (断続的な作業の場合は、月の出勤日数で日割りし、その平均値で判断する)	許容しない
騒音環境下で3h/日未満作業をしている (断続的な作業の場合は、月の出勤日数で日割りし、その平均値で判断する)	対策し許容する

！ 振動編 振動により、神経障害になった



危害ひどさ

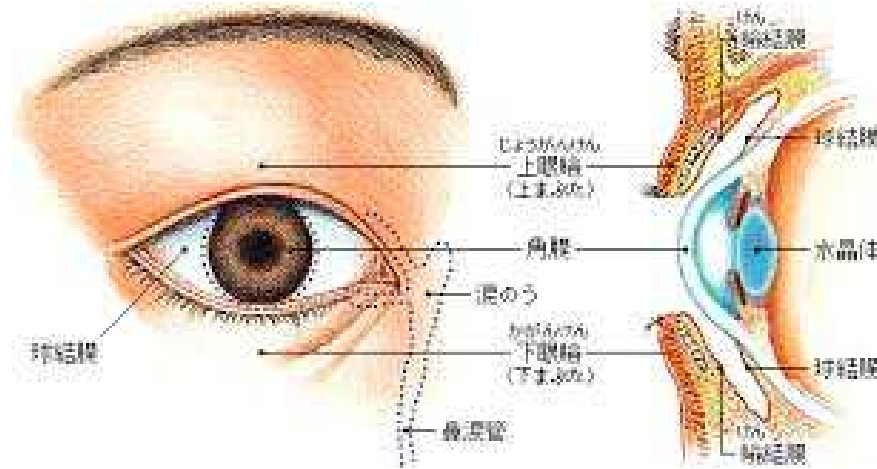
この危険源の傷害は抹消神経障害と想定する為以下の評価とする

中

参考

振動環境下で8 h/日以上作業をしている (断続的な作業の場合は、月の出勤日数で日割りし、その平均値で判断する)	許容しない
振動環境下で3 h/日以上8 h/日未満作業をしている (断続的な作業の場合は、月の出勤日数で日割りし、その平均値で判断する)	許容しない
振動環境下で3 h/日未満作業をしている (断続的な作業の場合は、月の出勤日数で日割りし、その平均値で判断する)	対策し許容する

目に混入する異物 レーザ-光が目に入った



危害ひどさ

混入する異物 (危険源の分類)	両目	片目
レーザー光 : クラス2M以下	軽	軽
レーザー光 : クラス3B・3M	重	中
レーザー光 : クラス4	致命	重
高圧水	致命	重
ホコリ等	軽	軽
油	中	軽
ガラス繊維等	中	軽
鉄製のクズ等先端形状の固形物	重	中